

第189回国会閣第57号に対する修正案

第190回国会衆議院法務委員会可決

総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する修正案

総合法律支援法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項（見出しを含む。）中「旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に改める。

附則第三項のうち附則第三条第二項の表第三十四条第二項第五号の項の改正規定中「附則第三条第二項」を「第五条」に改める。